



## — 目次 —

- 4月から努力義務に「治療と就業の両立支援指針」を公表
- 準備は何から？「労働保険の年度更新」
- 女性の健康課題に寄り添う職場づくり 事業者向けマニュアルを公表
- バイトテロ発生企業は26.3% 販売・接客業で最多
- 職務経歴書「負担」9割 応募を見送るケースも
- 昼休みに電話対応した時間は別途休憩を与えるべき？
- かけもち勤務で社保はどうなる？「二以上事業所勤務者」のルール
- 4月開始、女性の健康支援 「えるぼしプラス」認定



NEWS

## 速報！

3月18日、いわゆる「国保逃れ」を防ぐための通達が公表されました。ニュースレター6月号に掲載予定です。

法人の役員である個人事業主等に係る被保険者資格の取扱いについて

<https://www.mhlw.go.jp/content/12512000/001675920.pdf>

今月の「ニュースレター」の主な情報源は、以下のとおりです。

P.1

## 4月から努力義務に

## 「治療と就業の両立支援指針」を公表



## 情報源

「治療と就業の両立支援指針（令和8年厚生労働省告示第28号）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001653964.pdf>

治療と就業の両立支援指針（概要）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001666823.pdf>

高齢者の就労増加や医療の進歩を背景に、治療を続けながら働く労働者は増加しています。

指針では、本人の申出を起点に主治医や会社が連携して対応を検討することや、病気を理由に一律に就業を制限するのではなく、個別に配慮しながら就業継続を支援する考え方が明確にされています。

## P.2 準備は何から？ 「労働保険の年度更新」



### 情報源

労働保険年度更新に係るお知らせ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/hoken/roudouhoken21/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/roudouhoken21/index.html)

毎年の定例業務ではありますが、賃金集計の誤りや手続き漏れが起りやすいため、早めの準備を促す目的で取り上げました。

## P.4

## 女性の健康課題に寄り添う職場づくり 事業者向けマニュアルを公表



### 情報源

女性特有の健康課題に関する問診を活用した女性の健康管理支援実施マニュアル  
～事業者向け～

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001634193.pdf>

近年は女性活躍推進の観点からも、こうしたテーマへの対応が求められており、職場での理解や相談しやすい環境づくりの重要性が高まっています。

マニュアルでは、月経や更年期などに伴う不調について、本人からの申出を起点に、面談や医師の意見を踏まえながら職場での配慮を検討・実施する流れが示されています。

P.4

## バイトテロ発生企業は26.3% 販売・接客業で最多



### 情報源

「バイトテロの実態・対策に関する企業調査」を発表

[https://www.mynavi.jp/news/2026/01/post\\_51717.html](https://www.mynavi.jp/news/2026/01/post_51717.html)

バイトテロの内容としては、厨房やバックヤードでの不適切な行為を撮影・投稿するなど、「軽率なSNS投稿」が最も多く、情報管理の不徹底やネガティブ情報の拡散も確認されています。一方で、対策を実施している企業は3割程度にとどまっています。

P.5

## 職務経歴書「負担」9割 応募を見送るケースも



### 情報源

「職務経歴書・履歴書の悩み」調査

<https://corp.en-japan.com/newsrelease/2026/44386.html>

特に、志望動機や自己PRの長文記載、詳細な職務経歴の記載、手書きや独自フォーマット指定などが負担となっているようです。

応募手続きの負担は応募機会の損失につながる可能性があるため、採用活動における応募要件や手続きの見直しの必要性を考える材料として取り上げました。

P.7

## かけもち勤務で社保はどうなる？ 「二以上事業所勤務者」のルール



### 情報源

---

複数の事業所に雇用されるようになったときの手続き

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/tekiyo/hihokensha1/20131022.html>

---

適用拡大によりパートのかけもち勤務でも該当するケースが想定されるため、採用時の確認事項として実務上の重要性が高まっている点から取り上げました。

P.8

## 4月開始、女性の健康支援 「えるぼしプラス」認定



### 情報源

えるぼしプラス・プラチナえるぼしプラス

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001671864.pdf>

---

女性の健康課題への配慮に取り組む企業を対象とした「えるぼしプラス」「プラチナえるぼしプラス」認定が創設されます。

採用・ブランディングへの影響も想定される制度であり、女性活躍推進の取組を一段階進める動きとして実務上の参考になるため取り上げました。

---

乱丁・落丁、掲載記事の誤字その他の誤りがありましたら事務局までご連絡ください。  
内容へのご質問は恐縮ですが原則として有料となります。

---

社労士ニュースレター便 事務局

[contactdesk@sr-newsletter.com](mailto:contactdesk@sr-newsletter.com)

リンクティブ株式会社

TEL：050-3529-5892

FAX：050-1712-6953